

## (案2)

### 平成29年度いばらき・とちぎ観光パンフレット作成業務プロポーザル公募要領

#### 1 趣 旨

茨城空港の開港や北関東自動車道及び首都圏中央連絡道路の開通により、これらの活用による新たなターゲットの獲得が期待される中で、茨城空港の就航先である北海道、関西、福岡及び沖縄エリアから茨城県・栃木県への観光客誘致活動を実施するにあたり、両県の持つ観光資源やモデルコースを掲載したパンフレットを作成し、一体となった観光地の魅力を紹介するとともに、両県への旅行意欲を刺激し誘客につなげる。

#### 2 業務名

平成29年度いばらき・とちぎ観光パンフレット作成業務委託

#### 3 委託する業務概要

いばらき・とちぎ観光パンフレット作成業務一式

※詳細は、「平成29年度いばらき・とちぎ観光パンフレット作成業務委託仕様書」をご覧ください。なお、同仕様書の内容は、今後、変更する可能性がありますので、ご了承ください。

#### 4 委託契約期間

契約締結の日から平成29年10月31日（火）まで

#### 5 予算規模

1,350,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

#### 6 業務委託候補者の選定方法

この事業の業務委託者の選定方法は、公募型プロポーザル方式とします。受託を希望する方は、下記「8 企画提案書の提出手続き」により提案してください。

企画提案書の提案者によるプレゼンテーションは実施せず、当協議会が設置するプロポーザル審査委員会により、提出された企画提案書等を総合的に審査して委託契約候補者を選定します。

なお、プロポーザル参加に係る諸費用は、すべて参加者の負担となります。

#### 7 企画提案書の提出手続き

##### (1) 提出書類

##### ① 企画提案書（任意様式）

企画提案書には、事業計画及び次の（ア）～（カ）の内容を盛り込むこと。

ア) 表紙デザイン案

イ) 目次デザイン案

ウ) 2県の観光スポット・モデルルート紹介ページ案（各1ページ分）

エ) 地図情報ページ案

オ) ページネーション案

カ) 実際に使用する用紙の見本

※実際の用紙で企画提案書を作成する場合は添付不要（その旨記載のこと）

- ② 見積書（様式任意）
- ③ 会社概要又は会社概要パンフレット
- ④ 事業委託に係る過去の実績

(2) 提出部数

①については、1冊の資料としてまとめ、無記名のもの（社名部分を隠したもの）を5部、社名を記載したものを1部提出してください。（カバー等は取り付けないこと。）

②～④については、1部提出してください。

(3) 提出期限

平成29年9月11日（月）正午必着

(4) 提出先

いばらき・とちぎ広域観光推進協議会事務局  
（茨城県商工労働観光部観光局観光物産課（宣伝誘客担当）内）  
〒310-8555 水戸市笠原町 978-6

(5) 提出方法

郵送又は持参

(6) 評価方法

提出された企画提案書は、担当部局内に設置した審査委員会において、下記の評価基準により書面審査を行います。採否については、決定後速やかに通知します。

① 企画力

- ・明確なコンセプトによる企画提案となっているか。
- ・仕様書で提示した内容を理解し、2県のイメージアップのための方策を盛り込んでいるか。
- ・タイトル名に訴求力はあるか。
- ・観光スポットの選定方針及びモデルルートの設定方針はどうか。

② デザイン力

表紙及び本文のデザイン、写真、レイアウトは、2県の魅力を引き出すものとなっているか。また、読みやすいページ構成か。

③ 価格

見積価格及び作成部数は適当か。

④ 総合評価

提案書から受ける全体的な印象はどうか。

(7) プロポーザル参加資格に関する要件

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(8) その他

① このプロポーザルの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。

② 提案数は、1業者につき1件とする。

③ 質問は、ファックス又はメールでの受付とする。

ア 受付期限 平成29年9月8日（金）

イ 様式 自由。質問事項のほか、社名、連絡先、担当者名を記入のこと。

ウ 回答 全業者に対して行います。

エ 提出先 7（4）企画提案書提出先と同様

④ 採用となった提案については、協議の上変更する場合がある。

- ⑤ 提出された提案書は、一切返却しない。
- ⑥ 不採用の提案内容は、提案者に帰属することとする。

## 8 留意事項

- (1) 作成業務は、編集会議を開催し、委託者・受託者双方協議の上実施する。
- (2) 掲載内容及び写真の校正については、受託者が掲載施設等に対して行うこと。
- (3) 完成したパンフレットについて、ホームページに掲載できるよう処理したPDFデータをCD-Rに格納して提出すること。
- (4) この業務に使用した文章、写真、イラストの著作権は、いばらき・とちぎ広域観光推進協議会に帰属するものとする。

## 9 契約手続き等

### (1) 契約の締結

協議会と契約締結者は、委託業務に係る仕様書を協議し、確定させた上で委託契約書を締結します。

仕様書の内容は、契約候補者がプロポーザル提案した内容が基本となりますが、契約候補者と協議会との協議により最終的に決定します。

なお、協議が整わない場合は、審査結果において総合評価が次点の候補者と協議することとなります。

### (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、茨城県財務規則第138条第2項第6号及び栃木県財務規則第144条第6号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

### (3) 契約書作成の要否 要

## 10 本件についてのお問い合わせ先

いばらき・とちぎ広域観光推進協議会事務局

(茨城県商工労働観光部観光局観光物産課(宣伝誘客担当)内)

〒310-8555 水戸市笠原町 978-6

電話：029-301-3622/FAX：029-301-3629

E-mail：kanbutsu2@pref.ibaraki.lg.jp